○　件名
　地理的表示メールマガジン第201号（令和6年2月7日）

○　文面

◇◇◇

ライ豆として製造販売していますので、興味のある方は是非ともご賞味下さい。

第141号：大野豆：農林水産省（maff.go.jp）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/0141/index.html

---

３．登録の申請の事実の公示について

令和5年12月に、兵庫県乾麺協同組合から申請のあった「播州乾麺」の「登録の申請の事実の公示」を行いました。
地理的表示法では、申請を受け付けた産品について、農林水産省ウェブサイト内で登録の申請の事実の公示が行われます。
登録の申請の事実の公示一覧をご覧いただければ、現在どのような産品が申請されているかを確認することができます。
*旧法（平成31年2月1日以前）での申請においては登録の申請の事実の公示が適用されません。

申請の事実の公示後、申請に基づき、適切に審査を進めてまいります。

令和5年12月には1産品が新たに申請されました。当該産品は以下のとおりです。
※主な名称、申請年月日のみを記載しています。

● 播州乾麺　　令和5年12月20日

これまでの申請の公示等情報はホームページでご確認ください。
（URL）https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/notice/index.html

---

４．GI制度の動画広告をYouTubeで配信中（JGIC）

日本地理的表示協議会（JGIC）の新たな試みとして、消費者のGI制度への認知度を向上させるべく、YouTubeによる広告動画の配信が始まっています。
これまでJGICでは、地理的表示保護制度に関する消費者への広報活動として、GIの持つ価値・魅力についてのシンポジウム開催、GI生産者団体のイベントやGI産品のレシピ情報のほか、百貨店等でのGI産品の展示・販売を含むフェアの開催、チラシの配布などを行ってきましたが、そもそもGIになじみや関心の少ない方々へのリーチが不足しているという課題がありました。
そこで、GIを身近に感じていただくための約45秒の動画を制作し、YouTube動画広告として配信することにしました。

配信する動画は、広告として流れてくる場合もございますが、下記より閲覧いただくことも可能です。

GI制度の動画広告「越前がに、悔しい！」編
https://pd.jgic.jp/news/entry/1464.html

広告動画は開始から6秒でスキップ可能ですが、１人でも多くの方により長くご覧いただき、GI制度を知ってもらえたら、と思っています。

また、GI産品情報発信サイトの「地理的表示とは」の説明内容も全面的に更新され、消費者にとって、地理的表示にどんな価値があるのかについても、わかりやすく記載されています。

GI産品情報発信サイト「地理的表示とは」

https://pd.jgic.jp/outline.html

ご家族やご友人との食事中の会話や、お買い物の際「GIマーク」付商品を手に取った時など、ぜひ「地理的表示（GI）はね、その地域ならではの特性を持つ産品の名称のことなんだよ。」と話題にしてみてください！

（編集後記）GI登録は担い手育成のきっかけにも

GI登録をきっかけに販路拡大等に取り組む新聞記事を見かける機会も増えてきました。GI登録の業務を行っている私には（私だけではないような思いますが）非常に励みになるような記事です。もちろん記事になっていないものの、単価アップや販路拡大している生産者団体もあろうかと思いますが、このような記事がさらに増えていくことを期待しているところです。

記事の内容を読みますと、やはり、生産者団体はGI登録を取って終わりではなく、自らが販路拡大のために多様な売り方を考えたり、商品の包装の改良により、輸送コストを削減するなど様々な工夫をしています。

このような努力は、もちろん経営の安定、向上というのはありますが、農林水産物を生産することは重労働であり、高齢化などの課題もある中、GI産品を絶やしたくない、若い世代に引き継げるようになればという思いも強いのではないかということが感じられます。

GI登録の契機が、ある意味、担い手育成のきっかけにもなるのかなと思っております。（O）

※編集後記は地理的表示（GI）担当職員の個人的な雑感を述べたものであり、農林水産省の見解を示すものではありません。

GIGIGIG